

ニセコ町入湯税 特別徴収事務の手引



令和6年（2024年）10月

北海道ニセコ町

目 次

1	入湯税の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	特別徴収義務者の経営申告	・ ・ ・ ・ ・ 2
3	入湯税の納税義務者	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	課税免除	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	税率	・ ・ ・ ・ ・ 3
6	入湯税の徴収と帳簿記載	・ ・ ・ ・ ・ 3
7	入湯税の申告と納入	・ ・ ・ ・ ・ 4
8	実地検査の実施	・ ・ ・ ・ ・ 4
9	申告事項の異動	・ ・ ・ ・ ・ 4
10	加算金	・ ・ ・ ・ ・ 5
11	延滞金	・ ・ ・ ・ ・ 5
12	各種様式	・ ・ ・ ・ ・ 7
	(参考) ニセコ町税条例【抜粋】	・ ・ ・ ・ ・ 9

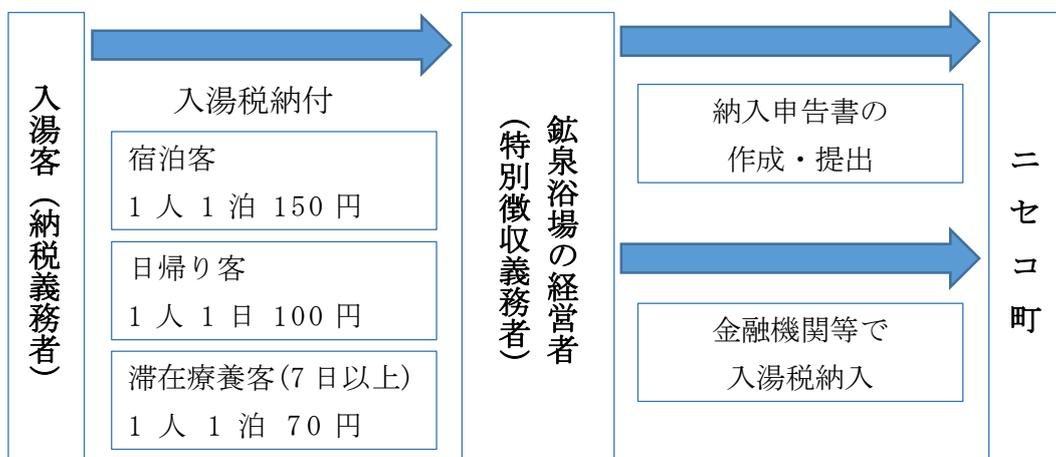
1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他活動に必要な整備及び観光の振興に要する費用に充てることを目的に、鉱泉浴場における入湯に対し課税するものです。

(1) 制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税を免除される方	①年齢 15 歳未満の者 ②学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者 ③共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
税率	①宿泊入湯客 1 人 1 泊 150 円 ②日帰り入湯客 1 人 1 日 100 円 ③滞在療養(7 日以上)の入湯客 1 人 1 泊 70 円
徴収方法	鉱泉浴場の経営者が利用者の入湯税を取りまとめて納付する、特別徴収による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに、前月分の入湯客数、税額等を記載した納入申告書を提出するとともに、入湯税を納入する。

(2) 納入の流れ



※ 納入申告書の提出及び入湯税の納入は、毎月 15 日が期限となっております。

2 特別徴収義務者の経営申告

鉱泉浴場の経営を始めるときは、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金など必要事項を記入した「鉱泉浴場経営申告書」を経営開始日の前日までに本町に提出してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要がない場合であっても、鉱泉浴場を運営する全ての方に鉱泉浴場経営申告書を提出していただく必要があります。

◆提出書類

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 鉱泉浴場経営申告書（7ページ参照） |
|---|-------------------|

3 入湯税の納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場に入湯した入湯者です。

- ※1 「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいいます。「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで、一定の温度又は物質を有するものをいいます。（温泉法第2条第1項）
- ※2 温泉を外から温泉を運んでくる、いわゆる「運び湯」を利用する施設も、入湯税の課税の対象となります。

4 課税免除

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢15歳未満の者

(2) 学校教育上の見地から行われる行事における入湯者

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者に対しては、入湯税を課さないこととします。

引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

(3) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

- ①「共同浴場」とは、寮や社宅などに設置され、入居者が日常的に利用するものをいいます。
- ②「一般公衆浴場」とは、物価統制令の規定に基づき利用料金が設定されている、いわゆる銭湯などの施設をいいます。

5 税率

入湯税の税額は、次のとおりです。

区 分	税 額
宿泊入湯客 1人 1泊	150円
日帰り入湯客 1人 1日	100円
滞在療養(7日以上)の入湯客 1人 1泊	70円

※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊する場合は1泊につき、日帰りの場合は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

6 入湯税の徴収と帳簿記載

(1) 入湯税の徴収

入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者が「特別徴収義務者」となり、特別徴収の方法により行います。特別徴収義務者は、納税義務者から入湯税を徴収していただき、ニセコ町に納入してください。

(2) 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、課税対象となる入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額等を帳簿に記載し、1年間保存してください。

なお、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

7 入湯税の申告と納入

(1) 入湯税納入申告書の提出

特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から前月末日までに徴収した入湯税に係る入湯客数、税額等を記載した入湯税納入申告書を本町に提出してください。

◆提出書類

①	入湯税納入申告書 <u>(8ページ参照)</u>
---	--------------------------

(2) 入湯税の納入

特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から前月末日までに徴収した入湯税を、納入書により金融機関窓口で納入いただくか、インターネットバンキングなどで指定口座にお振込みください。

※ 振込手数料が発生した場合は、特別徴収義務者の負担となります。

指定口座	北海道信用金庫 ニセコ支店 普通 121259 ニセコ町会計管理者（ニセコチョウカイケイカンリシャ）
------	---

【取扱可能金融機関】

北海道信用金庫ニセコ支店	※ 手数料はかかりません。 ※ 左記以外の取り扱いについては、金融機関にお問い合わせください。
ようてい農業協同組合真狩支所	
北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行	
ニセコ町役場	

8 調査

入湯税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、ニセコ町の担当職員が申告指導や施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願ひします。

9 申告事項の異動

特別徴収義務者は、所在地や名称等、これまでに申告された事項に異動があった場合は、その旨を直ちに申告してください。

10 加算金

入湯税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき 更正による不足税額の10%

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき 申告税額の15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき 決定税額の15%

③ ①、②の後において、更正があったとき 更正による不足税額の15%

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき 申告税額の5%

※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1か月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの 過少申告加算金10%に代えて35%

② 不申告加算金に関するもの 不申告加算金15%に代えて40%

※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%加算されます。

11 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

○ 納期限の翌日から1か月を経過するまで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は特別基準割合+1%となります。

※ 特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

○ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合+7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- ・ 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。
- ・ 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

※ 延滞金特例基準割合は、毎年見直しされます。具体的な延滞金額についてはニセコ町税務課にご確認ください。

(1) 鉱泉浴場経営申告書

鉱泉浴場経営申告書

年 月 日

ニセコ町長 片山健也 様

鉱泉浴場経営者

住 所

名称(氏名)

代表者名

印

下記のとおり鉱泉浴場の経営を開始しますので、届出します。

記

1 営業所在地

2 営業所名

3 営業開始年月日

年 月 日

4 担当者等

・担当部署等

・担当者名

・電話番号

(2) 入湯税納入申告書

入 湯 税 納 入 申 告 書 (月 分)

営業種類		称 号		
営業所在地	ニセコ町	営業主の 住所氏名		
課税標準 及び税額	宿泊入湯客	人	1人 1泊 150円	円
	日帰入湯客	人	1人 1日 100円	円
	七泊以上の 滞在療養者	人	1人 1泊 70円	円
合 計		人		円

町税条例第145条第3項の規定によって入湯税の納入について
申告します。

年 月 日

特別徴収義務者

氏 名

ニセコ町長様

(申告納入期限 翌月 15日)

(参考) 町税条例【抜粋】

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢15歳未満の者
- (2) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者
- (3) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊入湯客 1人 1泊 150円
- (2) 日帰り入湯客 1人 1日 100円
- (3) 滞在療養(7日以上)の入湯客 1人 1泊 70円

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条 削除

第147条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13

の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 149 条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 150 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第 151 条 前条第 1 項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によって保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。